

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第29号

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和3年四日市市規則第61号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 条例第4条第2項に規定する規則で定める学校給食費の額（以下「学校給食費負担額」という。）は、1日当たり次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>中学校の第1学年から第3学年までの生徒及び中学校において学校給食の提供を受ける教職員等</u> <u>300</u>円</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 条例第4条第2項に規定する規則で定める学校給食費の額（以下「学校給食費負担額」という。）は、1日当たり次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後				
別表（第6条関係）				
期別	期納付額			納期限
	小学校の第1学年から第3学年までの児童	小学校の第4学年から第6学年までの児童及び小学校	<u>中学校の第1学年から第3学年までの生徒及び中学校</u>	

		において学校給食の提供を受ける教職員等	において学校給食の提供を受ける教職員等	
第1期	(略)		4,900円	(略)
第2期			4,900円	
第3期			4,900円	
第4期			4,900円	
第5期			4,900円	
第6期			4,900円	
第7期			4,900円	
第8期			4,900円	
第9期			4,900円	
第10期			4,900円	
第11期	<u>年間納付額から、第1期から第10期までの額の合計額を減じて得た額</u>			

改正前			
別表（第6条関係）			
期別	期納付額		納期限
	小学校の第1学年から第3学年までの児童	小学校の第4学年から第6学年までの児童及び小学校において学校給食の提供を受ける教職員等	
第1期	(略)		(略)
第2期			
第3期			
第4期			
第5期			

第6期		
第7期		
第8期		
第9期		
第10期		
第11期	年間納付額から、第1期から第10期までの額の合計額を減じて得た額	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第4条第1項第3号の規定により新たに学校給食の提供を受けることとなる者への学校給食の実施に関し必要な手続きその他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(教育委員会事務局学校教育課)